

令和2年度児童クラブ入会のご案内

I 児童クラブの運営内容

1 児童クラブとは

町内小学校に通う児童および町内に住所を有する児童で、保護者及び同居する親族の全員（18歳～65歳。以下保護者等という。）が次のいずれかの事由により放課後の保育に欠ける児童をあずかり、指導員が遊びと生活の指導を通して健全育成を行います。

■就労のため、1ヶ月のうち15日以上勤務かつ、午後4時以降まで就業している場合

※小学1年生及び2年生については、1ヶ月のうち15日以上勤務かつ、午後3時以降まで就業している場合

※長期休業中のみの利用については、1ヶ月のうち15日以上勤務かつ、正午以降まで就業している場合

■疾病又は負傷、家族の介護、障害などのため児童の保育が困難な場合

■産前産後期間中の場合（出産予定日の前後それぞれ8週間程度）

■大学・専門学校等に通学のため、1ヶ月のうち15日以上かつ午後4時以降まで就学している場合

※小学1年生及び2年生については、1ヶ月のうち15日以上かつ午後3時以降まで就学している場合

2 実施期間・開会時間

令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間（次の休会日を除く）

■休会日：日曜日、祝日、8月14日～8月16日、12月29日～1月3日

■開会時間：平日は下校時間～19:00。土曜日は8:00～18:00。日曜・祝日以外の学校休業日（長期休業含む）は7:30～19:00（給食のない日はお弁当が必要です）

土曜日の8:00～8:30、17:15～18:00の利用及び長期休業中の7:30～8:00の利用については、別途料金がかかります。

3 運営

令和2年度より、海田町内の児童クラブについて、運営をシダックス大新東ヒューマンサービス㈱に委託します。

おやつを導入や長期休暇中の早朝受入、土曜日の開会時間の延長など、運営内容や毎月の費用（おやつ代など）について、変更があります。変更点をご理解・ご了承いただき、申込みをお願いします。

4 保護者負担金等

負担金：児童1人 1,000円/月

※納入期限は毎月末日です

■納入方法：納付書により、県内金融機関又は役場会計管理室で納入してください。

■減免制度：町県民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯は減免の対象となります。役場子ども課で申請してください。申請月からの減免となります。

■月途中の入退会（入会日数が半月以内）の場合、負担金の額は500円になります。

※負担金は来会がなくても発生します。長期間欠席する場合はご連絡ください。

おやつ代：児童1人 1,500円/月

おやつ¹の配布を行い、シダックス大新東ヒューマンサービス²が、実費として上記の金額を徴収します。基本、入会児童、全員におやつ¹の配布を行います。

■納入方法：民間事業者より別途通知があります。(ゆうちょ銀行での徴収となる予定です。)

長期休業中の早朝利用：児童1人 2,000円/年額

長期休業中(春休み、夏休み、冬休み)の早朝受入を行います。利用する場合、別途料金が必要となります。シダックス大新東ヒューマンサービス²が上記の金額を徴収します。

■利用内容：長期休業中の7:30~8:00までの受入

■納入方法：民間事業者より別途通知があります。(ゆうちょ銀行での徴収となる予定です。)

■年1回の申込みで1年間の利用が可能となります。1回のご利用でも、年額の料金がかかります。

土曜日の利用時間延長：児童1人 500円/月

土曜日開会時間の延長を行います。利用する場合、別途料金が必要となります。シダックス大新東ヒューマンサービス²が上記の金額を徴収します。

■利用内容：土曜日の8:00~8:30、17:15~18:00までの受入

■納入方法：民間事業者より別途通知があります。(ゆうちょ銀行での徴収となる予定です。)

5 定員等

クラブ名	場 所	定員
海田小学校区児童クラブ	海田児童クラブハウス (海田小学校敷地内) 昭和中町2-55	60名
海田東小学校区児童クラブ	町民センター内 寺迫1-1-29	100名
海田西小学校区児童クラブ	海田西児童クラブハウス (海田西小学校敷地内) 南つくも町12-3	40名
海田南小学校区児童クラブ	海田南第1・第2児童クラブハウス (海田南小学校敷地内) 大立町12-5	100名

6 連絡事項・注意事項について

① 帰宅と来会について

児童クラブへは必ず保護者による送迎が必要です。お子様だけで帰宅することはできません。また、学校休業日(長期休業含む)の開会時刻は7:30です。お子さまの安全確保のため、開会時刻後に指導員へ直接預けてください。

② お弁当について

学校休業日や土曜日等、給食のない日にはお弁当が必要です。来会後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。現金は持たせないようにお願いします。

③ 服薬について

投薬は医療行為であるため、指導員は行うことができません。服薬する場合には、お子様が自分ですることになります。

④ 台風等による警報発令時の対応について

児童クラブは次の表の対応となります。

また、警報発令時には、原則としてお迎えをお願いしますので、連絡が取れるようにしておいてください。

海田町児童クラブ水防等安全対策要領

警報発令時	児童クラブの対応
児童クラブに来会している時、大雨等警報が発令された場合	必ず全員の保護者の迎えがあるまで開会し、児童の安全確保に努める。
登校後大雨等警報が発令され、「授業打ち切り」で集団下校した場合	児童クラブは閉会とし、集団下校とする。ただし、保護者に連絡が取れない児童については、児童クラブで保護者の迎えがあるまで児童の安全を確保する。（基本は、学校での待機となります。）
大雨等警報が発令され、登校前に「臨時休校」になった場合	児童クラブは閉会とする。
土曜日・夏休みなどの学校が休みの時、来会前に大雨警報等が発令された場合	児童クラブは閉会とする。

II 利用手続き

※定員又は受入可能人数を超過する場合、審査により利用できない場合があります。

1 令和2年4月から利用を希望する方

① 申込み（別添「利用手続きの流れ」を参照）

「児童クラブ申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、受付期間内にこども課へ申し込んでください。

【受付期間】：令和2年1月22日（水）～2月17日（月）（土日祝日除く）

2月15日（土）のみ土曜日受付あり（9：00～16：00）

※受付期間を過ぎた場合は、【3】年度途中からの利用を希望される方】と同じ受付期間で受け付けます。

【必要書類】（保育所等の申請で提出いただいている場合には、省略することができます。申込書提出の際にその旨をお伝えください。）

保育に欠ける理由	必要書類
正社員・派遣・パート等で、1ヶ月のうち15日以上勤務かつ、午後4時以降まで就業している場合 ※小学1年生、2年生については、15日以上勤務かつ、午後3時以降まで就業している場合 ※長期休業中のみの利用については、15日以上勤務かつ、正午以降まで就業している場合	就業証明書
自営業等で、1ヶ月のうち15日以上勤務かつ、午後4時以降まで就業している場合 ※小学1年生、2年生については、15日以上勤務かつ、午後3時以降まで就業している場合 ※長期休業中のみの利用については、15日以上勤務かつ、正午以降まで就業している場合	就労申立書
保護者等が疾病・負傷の場合	診断書
親族等を常時介護している場合	・申立書（当該児童を保護できない理由を記載したもの） ・診断書又は介護保険被保険者証等
障害がある場合	身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）又は精神障害者保健福祉手帳（写）
産前産後期間中の場合 （出産予定日の前後8週間程度）	母子健康手帳（写）（表紙及び出産予定日が分かるページ）
大学・専門学校等へ1ヶ月のうち15日以上かつ、午後4時以降まで通学する場合 ※小学1年生、2年生については、15日以上かつ、午後3時以降まで通学する場合	在学証明書
その他児童を保育できない特別な事情がある場合	・申立書 ・その他必要書類

※1 必要書類は、保護者、同居する親族（18歳～65歳）全員分必要となります。

※2 定員を超過することが予想される場合、「②利用の承諾等」の優先順位により決定を行うため、「申立書」等により、保護者の帰宅時間などを記入していただくことがあります。

※3 就業決定後、勤務が始まっていないなどの理由で在職証明書を提出できない方は、申立書及び就職先の勤務日数・時間が分かる書類（勤務条件通知など）を提出してください。

② 利用の承諾等

入会申込書や就業証明書などの添付書類により、要件に該当するか審査します。

利用希望が多く、定員又は受入可能人数（以下「定員等」という）を超過する場合は、以下の優先順位に基づき、利用承諾者を決定します。

【優先順位】

ア 学年が低い児童を優先します

イ なお、同一学年内の順位は次のとおりです。

① 優先事由に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障がいのある児童）

② ①以外の児童（保護者の勤務日数や時間、場所等）

定員等の超過により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾します。

なお、高学年の児童については、児童クラブの利用が必要な特別な事情や、保護者の帰宅時間等を「申立書」を提出してください。

利用申込みに虚偽や、不正があった場合には、不承諾とします。

※保護者負担金及び保育料の滞納がある方は、滞納分の納付または納付相談を受けなければ入会できません。

② 長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方

① 申込み

「児童クラブ申込書」（長期休暇中のみ用）に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、受付期間内にこども課へ申し込んでください。

長期休業中のみの利用を受け付けても、定員等を超過せず、放課後児童クラブの運営に支障がない範囲で申込みを受付けます。

※長期休業中のみの利用については、保護者等の就労時間の用件を「正午頃」に緩和しています。

【受付期間】

利用期間	受付期間
「春休み（4月）」のみの利用	令和2年1月22日～2月17日
「夏休み」のみの利用	～5月29日
「冬休み」のみの利用	～11月30日
「春休み（3月）」のみの利用	～令和3年1月29日

※令和3年4月の春休みの利用を希望される場合は、令和3度児童クラブ入会受付の際に改めて申し込む必要があります。

【必要書類】：【1】 令和2年4月から利用を希望される方】と同様です。

② 利用の承諾

【1】 令和2年4月から利用を希望される方】と同様です。

3 年度途中からの利用を希望される方

① 申込み

「児童クラブ申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、受付期間内にこども課へ申し込んでください。

【受付期間】

申込み〆切り	入会日
毎月15日（閉庁日の場合はその前日）	翌月の1日

【必要書類】：【1】令和2年4月から利用を希望される方】と同様です。

② 利用の承諾等

【1】令和2年4月から利用を希望される方】と同様です。

利用手続きの流れ

1 申込書等の配布（令和2年1月17日～）

各児童クラブ、各小学校事務室、各町立保育所及び役場こども課において、「児童クラブ申込書」等を配布。

※「就業証明書」、「就労申立書」は、海田町ホームページからも入手可能。

2 受付（令和2年1月22日～2月17日）

役場こども課（継続入会の方は各児童クラブ）へ、①～②の書類を受付期間内に提出。（郵送は不可）

- ① 児童クラブ申込書
- ② 必要書類（詳細はP3参照）

3 審査

役場こども課において、提出された書類により対象児童の要件を満たしているかどうかを審査。

対象児童の要件を満たさない場合

対象児童の要件を満たしている場合

4 利用不承諾の通知

3月中旬頃までに、「利用不承諾通知書」を送付。

4 利用承諾の通知

3月中旬頃までに、「利用承諾通知書」を送付。

4-1 審査

- ・低学年の児童を優先
- ・同一学年内は次の順位（①→②）
 - ① 優先事由に該当する児童（ひとり親家庭、障害のある児童）
 - ② ①以外の児童（保護者の勤務日数や時間、場所等）

4-2 利用承諾・保留の決定

- ・上記選考による順位の上位から順に定員等に達するまで、利用を承諾。
- ・定員を超えた場合、それ以外は順位を付した上で、利用の承諾を保留。

4-3 利用承諾保留の通知

3月中旬頃までに「利用承諾保留通知書」を送付。

4-3 利用承諾の通知

3月中旬頃までに「利用承諾通知書」を送付。

児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位から順に利用を承諾。

5 利用開始

面談を行った後、「利用承諾通知書」に記載した利用期間の開始日から利用。